第４号議案

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき
市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和８年３月 16 日

広島県教育委員会教育長　　篠　田　智　志

１　提案の趣旨

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成 19 年広島県教育委員会規則第１号）において引用している関係規則が改正されたため、所要の改正を行う。

２　改正された関係規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和 26 年広島県人事委員会規則第４号）

３　改正案

別紙のとおり

４　施行期日

公布の日

広島県教育委員会規則第　号

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和　年　月　日

広島県教育委員会
教育長　篠　田　智　志

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十九年広島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（市町が処理する事務の範囲） 第二条　（略） 一　特例条例第一条の二の表の第二号(2)に規定する市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号）第二条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）の施行に係る事務のうち、人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの (1)　（略） (2)　給与規則第十六条の二の規定による扶養親族届に係る事実及び扶養手当の月額の認定並びにその認定に係る事項の扶養手当認定簿への記載 (3)　給与規則第十六条の三第五項の規定による扶養事実等を証明するに足る証拠書類の提出の要求 二―四　（略）	（市町が処理する事務の範囲） 第二条　（略） 一　特例条例第一条の二の表の第二号(2)に規定する市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号）第二条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）の施行に係る事務のうち、人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの (1)　（略） (2)　給与規則第十六条第二項の規定による扶養親族届に係る事実及び扶養手当の月額の認定並びにその認定に係る事項の扶養手当認定簿への記載 (3)　給与規則第十六条第六項の規定による扶養事実等を証明するに足る証拠書類の提出の要求 二―四　（略）

附　則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。